平成29年

○国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部を 改正する基準

改正理由

事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部を 改正する基準を次のように制定する。

平成29年4月12日

国立大学法人東京学芸大学長 出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の 一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準(平成16年4月1日)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部改正について

改正理由:事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改正理由:事務組織の変更に伴い,所要の改正を行うものである。	
改正	現
〔省略〕	[省略]
第2 タクシー利用券の請求 (1) タクシーを利用しようとするときは、タクシー利用券請求書 (別紙様式第1 号) を財務施設部経理課管理第一係長 (以下「管理第一係長」という。) を経由 して経理課長に請求するものとする。 (2)・(3) [省略]	第2 タクシー利用券の請求 (1) タクシーを利用しようとするときは、タクシー利用券請求書(別紙様式第1号)を財務施設部経理課管理第一係長(以下「管理第一係長」という。)を経由して経理課長に請求するものとする。 (2)・(3) [省略]
〔省略〕	〔省略〕
別紙様式第1号	別紙様式第1号
〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
上記の利用を承認する。	上記の利用を承認する。
経理課長 管理第一係長	経理課長 <u>契約第一係長</u>
〔省略〕	〔省略〕
[省略] <u>附 則</u>	〔省略〕
この基準は、平成29年4月12日から施行し、平成27年7月1日から適用する。	